

中央ブロック地区要望に対する回答

町内名	中央ブロック	担当課名	長寿生きがい課
要望事項	1) 「敬老者名簿」提供廃止について		
要望内容	<p>令和5年10月2日に配布された「敬老事業の実施状況等及びアンケート調査依頼について」の中の「③名簿提供について」という項目で、個人情報保護法上、合法とは言えないので名簿の全戸配布はもとより町内会長への配布も出来ないと記されておりました。</p> <p>しかしながら、現実問題として会員数の多い町内会では敬老者の実態把握は困難な状態である事変わりありません。情報管理の徹底を条件に加えた上で、再度ご検討ください。</p>		
回答	<p>個人情報の取扱は、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等（由利本荘市含む）において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきましたが、令和5年4月1日から同一の法の規律（個人情報保護法）によって取り扱われることとなりました。</p> <p>自治体ごとの個人情報保護条例で運用してきたものが、それぞれの相違や不均衡を是正し、全国一律で、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することになったものです。</p> <p>このことから、どうしても名簿を提供することができません。そこで、令和6年1月から敬老対象者の住民基本台帳を無料で閲覧できるよう制度を整えました。（ただし、閲覧なので、書き写すことはできますが、コピー等をお渡しすることはできません。）閲覧の手続きについては、12月15日に町内会長宛に通知を発送しますので、通知をご覧いただき、ご不明な点につきましては、長寿生きがい課まで、お問い合わせください。</p>		

中央ブロック地区要望に対する回答

町内名	中央ブロック	担当課名	生活環境課
要望事項	2) 由利線後町交差点について		
要望内容	<p>令和2年の地区懇談会はコロナ感染症防止のため紙上のやりとりで開催しました。その要望事項の中に後町町内会から提出された「後町・桶屋町交差点」の安全対策として、横断歩道の設置依頼がありました。回答では関係機関と協議検討と前向きな回答を頂きましたが、町内会の総会等で、「何時設置されるのか?」という質問が度々議場に上っております。その後の進展についてご報告ください。</p>		
回答	<p>横断歩道等の交通規制の設置については、秋田県公安委員会の管轄となります。窓口である由利本荘警察署へ令和2年度要望を出しましたが、「横断歩行者が少ないため、付近の交差点に設置された横断歩道の利用をお願いする」との回答があり、現在設置にはいたっておりません。由利本荘警察署へ要望があった旨をお伝えしてまいります。</p>		

町内名	中央ブロック	担当課名	地域づくり推進課
要望事項	3) 街路灯について		
要望内容	<p>平成27年に立替事業が終了した中央地区区画整理事業に伴い、道路環境は一変致しました。当初地権者団体(維持会等)の資産であった街路灯は撤去され、本数を減らした形ではありましたが事業予算内で復元。維持管理は町内会等の地域団体に委ねられました。</p> <p>由利橋の再建が完成した際には、都市計画課より景観上点灯していない街路灯の点灯協力要請もなされました。</p> <p>しかしながら、設置当時と異なり使用している電球も今は生産されておらず、LEDへの変更も余儀なくされ、費用も1基につき10万円以上かかる状況です。結果、電球切れの街灯は契約を解除するケースも増えております。</p> <p>今後維持会等だけでは対応が難しくなり、点灯する街路灯も少なくなるでしょう。地区の景観・安全確保の視点から電球交換時に補助金が適応できるようにならないでしょうか。</p>		
回答	<p>町内会が所有・管理し、夜間の防犯上必要な街路灯のLED化につきましては、宝くじ助成によるコミュニティ助成事業の対象となっております。</p> <p>コミュニティ助成事業は全国から多くの申請があり、必ず採択されるとは限りませんが、内容について毎年9月頃に広報でお知らせしておりますので、地域づくり推進課へご相談をお願いします。</p>		

中央ブロック地区要望に対する回答

町内名	西裏尾崎町	担当課名	建設管理課
要望事項	1) 「植樹マス」管理について		
要望内容	<p>①以前にも街路樹について要望した事がありますが、街路樹の病害が目立っております。新規に植え替えを検討してください。</p> <p>②植樹マスの雑草除去について、管理のための補助を検討して下さい。</p>		
回答	<p>①病害により枯れた街路樹については、植替えの予定はございませんが、通行者の安全を確保するために伐採を行ってまいります。</p> <p>②植樹マスの雑草除去については、日頃よりご協力を頂きまして感謝申し上げます。現在のところ、雑草除去に対する補助制度はございませんが、市が除草剤を提供し、維持管理を行っている地域もありますので、建設管理課にご相談くださるようよろしくお願いいたします。</p>		

町内名	谷山小路	担当課名	危機管理課
要望事項	2) 「緊急時の対応」について		
要望内容	<p>①夜間の地震等で電気が消えた場合の情報発信や避難場所、その他の対応方法はどのように計画されているのでしょうか。</p> <p>②大沢川の排水機の始動タイミングはどうやって、何時決めるのでしょうか。</p>		
回答	<p>①市では、地震、風水害、火山噴火などさまざまな災害への総合的な防災対策として、地域防災計画を定めており、情報発信や避難場所、その他の対応方法について、まとめております。地域防災計画の内容につきましては、市ホームページで確認することができます。</p> <p>今後も、広報紙やホームページなどを通じ防災意識の啓発を図りながら、防災体制の整備に万全を期してまいります。</p> <p>②大沢川排水機場は、大雨による子吉川の水位上昇により、子吉川の水が大沢川排水口への流れ込むのを防ぐとともに、大沢川の水を汲み上げ子吉川に排水し、内水氾濫を防止する設備で、国土交通省が子吉川と大沢川の水位を常時監視し、作業員に直接、始動の連絡をしています。</p>		

中央ブロック地区要望に対する回答

町内名	狛師町	担当課名	長寿生きがい課
要望事項	3) 「敬老会事業」について		
要望内容	<p>敬老会事業について結果を求める質問が来ましたが、当町内会では実施していません。贈呈事業ではどういった物の選定があったのか？集合事業ではどういう仕事をしたのか？ご教授願いたい。</p> <p>また、名簿の公表は出来ないとの事ですが、当町内会では把握が困難です。</p>		
回答	<p>事業を実施した町内の例を挙げますと、記念品贈呈事業では、折り詰めやフルーツ、紅白まんじゅう等の食品や、タオル、箸セット、お椀セット、ゴミ袋等の生活用品など様々でありました。</p> <p>敬老会の開催は、ホテルや温泉施設、地元の集会所で行われています。出欠の取りまとめ、折り詰め等の手配、祝芸や当日の準備などの作業があり、大変なこともあったようですが、どちらの事業も対象者から喜ばれ、やって良かったという意見が多数ありました。また、地域の人が集まったり、直接訪問して記念品を配るなど、顔が見える地域づくりにつながっております。</p> <p>名簿につきましては、個人情報取扱が、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等（由利本荘市含む）において、これまで別々の法律、条例によって運用されてきましたが、令和5年4月1日から同一の法の規律（個人情報保護法）によって取り扱われることとなりました。</p> <p>自治体ごとの個人情報保護条例で運用してきたものが、それぞれの相違や不均衡を是正し、全国一律で、個人情報保護委員会が一元的に制度を所管することになったものです。</p> <p>このことから、どうしても名簿を提供することができません。そこで、令和6年1月から敬老対象者の住民基本台帳を無料で閲覧できるよう制度を整えました。（ただし、閲覧なので、書き写すことはできますが、コピー等をお渡しすることはできません。）閲覧の手続きについては、12月15日に町内会長宛に通知を発送しますので、通知をご覧いただき、ご不明な点につきましては、長寿生きがい課まで、お問い合わせください。</p>		

中央ブロック地区要望に対する回答

町内名	桶屋町	担当課名	建設管理課
要望事項	4) 「雨水柵」について		
要望内容	<p>当町内会巣組地区では、短時間の集中豪雨の排水に難儀しております。令和2年の紙上地区懇談会で同様の質問をいたしました。土嚢で雨水を防いでくれとの事でした。しかしながら、対応は困難です。雨水柵は小路に曲がった時点で終了。しかも、かなり処理する排水量が少なく感じられます。同地区の雨水排水の対応がどのようになっているのか教えてください。</p>		
回答	<p>巣組地区の雨水排水については、現地でご説明したとおり、道路側溝や本荘グランドホテル側の水路を経由し、大沢川に流れ込んでおりますが、市道伊勢堂小路北線からの路面排水が直接宅地に流入しないような対策として、巣組地区の入口にグレーチング付き横断側溝を設置してまいります。</p>		

町内名	後町	担当課名	都市計画課
要望事項	掃部公園の築山滑り台に階段設置していない意図は		
要望内容	<p>掃部公園ですが、遊具の更新が行われて喜んでおります。その中で、約2mほどの小山に滑り台が設置されておりますが、小山は結構な斜面になっており滑り台にたどり着くのが困難だと言われました。幼児（二歳）と行ったそうですが、滑り台には行きたくても斜面を登れず断念したそうです。小学生くらいになれば斜面を駆け上がることもできるでしょうが、階段等を設置していない意図を教えてください。</p> <p>年齢制限でもあるのでしょうか。ちなみに高齢者も斜面を登るのは大変です。</p>		
回答	<p>掃部公園の築山滑り台の利用対象年齢は3歳以上と想定されておりますので、早急に表示いたします。公園の遊具につきましては、子どもの成長状況により築山を登りづらいといったことも考えられますが、遊具が子どもにとって魅力的かつ有益であるためには、子どもの発育発達段階に応じてリスクに挑戦できる機能を備えているものであることが必要と国の指針にあるところであり、階段等を設置できる構造としておりませんが、昨年登れなかった子どもが、今年は登れるようになったというような成長の喜びも感じられるものと考えております。</p> <p>なお、小さい子どもも利用しやすい滑り台につきましては、本荘公園などに設置しておりますのでご利用ください。</p> <p>今後も遊具の設置に関しては、皆様のご意見をお聞きしながら対応してまいりますので、ご理解をお願いいたします。</p>		